



# 宮 崎 県 公 報

平成25年10月4日（金曜日）号外 第59号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 （ 送 料 共 ） 1 年 36,000 円

## 目 次

条 例	頁
○宮崎県議会議員及び宮崎県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例……………（市町村課） 1	○宮崎県歯・口腔 <sup>くわう</sup> の健康づくり推進条例の一部を改正する条例……………（健康増進課） 2
	○警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例……………（警察本部） 2

## 本号で公布された条例のあらまし

- ◎ 宮崎県議会議員及び宮崎県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例（条例第30号）
  - 1 改正の理由及び主な内容  
公職選挙法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うこととしました。
  - 2 施行期日  
この条例は、公布の日から施行することとしました。
- ◎ 宮崎県歯・口腔<sup>くわう</sup>の健康づくり推進条例の一部を改正する条例（条例第31号）
  - 1 改正の理由及び主な内容  
歯の衛生週間を歯と口の健康週間に変更するため、所要の改正を行うこととしました。
  - 2 施行期日  
この条例は、公布の日から施行することとしました。
- ◎ 警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例（条例第32号）
  - 1 改正の理由及び主な内容  
宮崎県公安委員会の指定を受けた指定自動車教習所の名称変更等に伴い、所要の改正を行うこととしました。
  - 2 施行期日  
この条例は、公布の日から施行することとしました。

## 条 例

宮崎県議会議員及び宮崎県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成25年10月4日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

### 宮崎県条例第30号

#### 宮崎県議会議員及び宮崎県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

宮崎県議会議員及び宮崎県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成6年宮崎県条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（趣旨） 第1条 この条例は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第141条第8項、第142条第11項及び第143条第15項の規定に基づき、宮崎県議会議員及び宮崎県知事の選挙における法第141条第1項の自動車（以下「選挙運動用自動車」とい	（趣旨） 第1条 この条例は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第141条第8項、第142条第11項及び第143条第15項の規定に基づき、宮崎県議会議員及び宮崎県知事の選挙における法第141条第1項の自動車（以下「選挙運動用自動車」とい

う。)の使用、法第 142 条第 1 項第 3 号のビラ（宮崎県知事の選挙の場合に限る。以下「ビラ」という。）の作成並びに法第 143 条第 1 項第 4 号の 2 の個人演説会告知用ポスター（宮崎県知事の選挙の場合に限る。）及び同項第 5 号のポスター（以下これらを「告知用ポスター等」という。）の作成の公費負担に関し必要な事項を定めるものとする。

う。)の使用、法第 142 条第 1 項第 3 号のビラ（宮崎県知事の選挙の場合に限る。以下「ビラ」という。）の作成並びに法第 143 条第 1 項第 4 号の 3 の個人演説会告知用ポスター（宮崎県知事の選挙の場合に限る。）及び同項第 5 号のポスター（以下これらを「告知用ポスター等」という。）の作成の公費負担に関し必要な事項を定めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

宮崎県歯・口腔の健康づくり推進条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年10月4日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第31号

宮崎県歯・口腔の健康づくり推進条例の一部を改正する条例

宮崎県歯・口腔の健康づくり推進条例（平成23年宮崎県条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p><u>（歯の衛生週間）</u></p> <p>第11条 県民の間に広く歯・口腔の健康づくりについての関心及び理解を深め、県民が積極的に歯科疾患を予防する意欲を高めるため、<u>歯の衛生週間</u>を設ける。</p> <p>2 <u>歯の衛生週間</u>は、6月4日から同月10日までとする。</p> <p>3 県は、<u>歯の衛生週間</u>の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。</p>	<p><u>（歯と口の健康週間）</u></p> <p>第11条 県民の間に広く歯・口腔の健康づくりについての関心及び理解を深め、県民が積極的に歯科疾患を予防する意欲を高めるため、<u>歯と口の健康週間</u>を設ける。</p> <p>2 <u>歯と口の健康週間</u>は、6月4日から同月10日までとする。</p> <p>3 県は、<u>歯と口の健康週間</u>の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年10月4日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第32号

警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例

警察関係使用料及び手数料徴収条例（平成12年宮崎県条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前				改正後			
別表第3（第3条関係）				別表第3（第3条関係）			
事務の種類	法律の規定	指定試験機関等		事務の種類	法律の規定	指定試験機関等	
1 風営法第20条第5項の規定に基づく風俗営業遊技機の型式の試験	[略]	一般財団法人保安通信協会		1 風営法第20条第5項の規定に基づく風俗営業遊技機の型式の試験	[略]	<u>風営法第20条第5項の規定に基づき国家公安委員会</u> が指定する者	
2 道交法第108条の2第1項第2号の規定に基づく講習	[略]	<u>旭興自動車学校、サンモータースクール及び警友自動車学校</u>		2 道交法第108条の2第1項第2号の規定に基づく講習	[略]	<u>道交法第108条の4の規定に基づき公安委員会</u> が指定する者	
3 道交法第108条の2第1項第10号の規定に基づく講習	[略]	<u>宮崎シーサイドモータースクール、ナカムラ自動車学校、旭興自動車学校、サンモータースクール、高鍋自動車学校、日南自動車学校、西都自動車学校、日向自動車学校、東九州自動車学校、警友自動車学校、延陵自動車</u>		3 道交法第108条の2第1項第10号の規定に基づく講習	[略]	<u>道交法第108条の4の規定に基づき公安委員会</u> が指定する者	

		学校、都城ドライビング スクール、宮崎ドライビ ングスクール、えびの高 原ドライビングスクール 、フェニックスモーター スクール、きよ武自動車 学校及び小林自動車学校			
--	--	---	--	--	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

